

第12回特別弔慰金の請求ができるのは？

スタート

「戦没者」の死亡に関して公務扶助料・年金等の受給権者がいますか。

はい

今回は特別弔慰金は該当しません。

いいえ

以前からいない。

いいえ

令和7年4月1日以後に死亡している。

はい

今回は該当しません。次回第13回特別弔慰金に該当すると思われます。

いいえ

以前はいたが受給権者は令和7年3月31日以前に死亡している。

はい

特別弔慰金は今回も今後も該当しません。

いいえ

戦没者の三親等内の親族はいますか。

はい

特別弔慰金は今回も今後も該当しません。

いいえ

支給順位1～5位の範囲内ですか。

はい

あなたは今回は該当しません。順位の先の方から請求してください。

はい

支給順位1～5位で、あなたより先の支給順位の遺族は他にいますか。

いいえ

受給できるのは一人だけです。同順位の方と相談の上、請求者を決めてください。

はい

あなたと同順位の遺族は他にいますか。

いいえ

そして

決定した請求者の住所地の役所で請求手続きをしてください。

あなたは請求該当者です。住所は糸満市ですか。

はい

糸満市で手続きが可能です。請求受付を行うため社会福祉課へ連絡ください。
TEL：098-840-8132

いいえ

日本国内ですか。

はい

住所地の役所で手続きをしてください。

いいえ

国外在住の方は代理人が必要です。代理人の住所は糸満市ですか。

いいえ

代理人の住所地の役所で請求手続きをしてください。

はい